

議案第15号

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

平成28年2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年逗子
市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第22項及び第23項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第22項及び第23項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、改正の要あるため提案する。